農林商工課・農業委員会からのお知らせ

問合せ＝農林商工課　農政推進係・農業委員会
☎76-5133

堆肥の施用・保管にはルールがあります

町では、農地などへの堆肥などの不当な大量投与を防止するため、堆肥などの施用・保管に関して必要な事項を定めています。

【堆肥の施用、保管に関する届出】

左記基準を超える堆肥を施用または保管する場合は、30日前までに届出が必要となります。

【堆肥の施用】

◎農用地（果樹園を除く）
・木質系の土壌改良資材
「一作につき20ｔ」かつ「10ａあたり100㎥」または「敷き均し厚10㎝」
・木質チップ（木くずを切断し、破砕し、または粉砕したもの）
「一作につき20ｔ」かつ「10ａあたり150㎥」または「敷き均し厚15㎝」
・右記以外の肥料など
「一作につき20ｔ」かつ「10ａあたり20ｔ」

◎果樹園
・木質系の土壌改良資材、木質チップおよび右記以外の肥料など
「一作につき20ｔ」かつ「10ａあたり150㎥」または「敷き均し厚15㎝」

◎森林
・木質系の土壌改良資材
「5ｔ」かつ「1haあたり5ｔ」
・右記以外の肥料など
「5ｔ」かつ「1haあたり500㎥」

【堆肥の保管】

◎農用地
・木質チップ
保管場所1か所につき「20ｔ」
・右記以外の肥料など
保管場所1か所につき「50ｔ」

◎森林
・木質系の土壌改良資材
「5ｔ」かつ「1haあたり5ｔ」
・右記以外の肥料など
「5ｔ」かつ「1haあたり500㎥」

堆肥を施用する際は

家畜ふん尿や木質チップなどを原料とする堆肥の大量施用は、悪臭や衛生害虫（ハエ、ヤスデなど）の発生原因となります。施用の際は、次の点にご注意ください。
①よく腐熟した堆肥を施用すること
②施用後は、臭気の飛散を抑えること（速やかに耕起する、しっかり覆土する）
③栽培する品目などに応じて、適正な施用量とすること

農地中間管理事業について

埼玉県農林公社（農地中間管理機構）が中間的な受け皿となり、農地を所有者から借りてそれを貸し付けることで地域の担い手に農地を集約する事業を進めています。

町内では広木・駒衣・古郡・沼上・北十条・南十条・根木・阿那志・下児玉・小茂田・関の農地が対象になっています。

対象地域内の農地を所有されているかたで、まだ事業に参加されていないかたは、ぜひ参加をご検討ください。

詳しくは、農林商工課または農業委員会事務局へご相談ください。

令和6年度の経営所得安定対策について

米・麦・大豆などについて、需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上などにより、農業経営の安定を図るため、この対策に加入しましょう。

【加入方法】

4月に郵送にて配布予定の営農計画書に作付計画を記入して、農林商工課に申請してください。

【対策の内容について】

1　水田活用の直接支払交付金

食糧自給率向上に向けて、水田を有効活用して戦略作物を生産する農業者に対して支援を行います。

※戦略作物…麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米

①対象者
販売目的で、戦略作物を生産する農業者等

②交付単価
▼麦、大豆、飼料作物
⇨3万5千円／10ａ
▼WCS用稲
⇨8万円／10ａ
▼加工用米
⇨2万円／10ａ
▼飼料用米、米粉用米
⇨収量に応じ、5万5千円～10万5千円／10ａ（飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7万5千円／10ａ（5万5千円～9万5千円／10ａ）となります。）

※その他、地域の特色ある産品を支援する産地交付金などがあります。

2　畑作物の直接支払交付金

畑や水田において、麦、大豆、そば、なたねなどを販売目的で生産する農業者に対して支援を行います。

①対象者
販売目的で対象作物を生産する農業者で、認定農業者、集落営農または認定新規就農者

②数量払い交付単価
数量払いの交付単価は、課税事業者と免税事業者で異なります。詳しくは、営農計画書に同封予定のパンフレットをご確認ください。

③面積払い交付単価
当年産の作付面積に応じて、数量払いの内金として交付されます。
面積払いの単価：2万円／10ａ
（『そば』は1万3千円／10ａ）
米価は、産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者が、市場動向や自らの販売実績などを踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。

環境にやさしい営農活動に取り組む農業者のかたへ

化学肥料・農薬の使用を減らした農業などの環境にやさしい営農に取り組む農業者に対し、国・県・町が補助金（環境保全型農業直接支払交付金）を交付します。

【対象者】
有機農業に取り組む農業者などで構成される団体

【対象となる取組み】
①緑肥などを作付し、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み（カバークロップ）
②畝間に麦類などを作付し、化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルから5割以上低減させた取組み（リビングマルチ）
③有機農業の取組み　など

【交付単価】
10ａあたり1万2千円以内
※申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

【申請期限】
5月9日㈭

水田の給水栓管理について ※清掃・点検はお早めに

4月下旬から農業用パイプラインでの通水が始まります。
給水栓の劣化やゴミの詰まりにより、水が止まらなくなることがあります。
通水前に各自、清掃・点検を実施しましょう。
※給水栓の各部品については、農林商工課までお問い合わせください。

美里町認定農業者支援事業について

対象者＝認定農業者で、現在の経営規模の拡大と生産性向上を図り、引き続き5年以上農業経営を行うことが見込まれるかた
補助対象経費＝新規作物・生産性向上などに必要な設備や機械、種苗購入に要する経費
補助率＝補助対象経費の2分の1
※限度額50万円となります。
※申請は、1人1回限りです。
申請場所＝農林商工課　農政推進係窓口
※補助要件については、必ず事前にお問い合わせください。

令和６年度埼玉県食品表示調査員の募集について

日頃の買物をとおして食品販売店で食品の表示を確認し、定期的に県に報告いただけるかたを募集しています（年間20店舗程度）。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

県ホームページ
QRコード

対象＝県内在住で18歳以上のかた
定員＝100名（選考）
任期＝令和６年６月～令和７年３月
謝金＝5,000円
※任期中の上限額で、交通費の支給はありません。

申込方法・期限＝４月18日㈭（必着）までに郵便、ＦＡＸまたは県のホームページから申込み
問合せ＝埼玉県　農林部　農産物安全課
☎048-830-4110　FAX048-830-4832